

第25期日本高齢者運動連絡会総会 決定

第1号議案 第24 期活動報告及び第25期活動方針確定の件

第1章 高齢者をめぐる情勢の特徴

(1) 安倍政権下での高齢者を取り巻く3つの危機

① 憲法(平和主義・立憲主義)の危機

安倍政権は、昨年9月に憲法の平和主義、立憲主義を破壊して安保法制(戦争法)強行成立させましたが、その後も多くの国民が反対する中、3月29日に戦争法を施行しました。

このことは、①安倍政権が憲法を無視して暴走し、独裁政権化していること、②アメリカと日本の財界のむき出しの要求に忠実に答えて実質的に日米同盟を憲法の上に置き、日本を「戦争する国」、海外に自衛隊を派遣し「殺し、殺される国」に変えたことを意味します。

そして内戦状態にある南スーダンに派遣している自衛隊部隊に「駆け付け警護」などのための武器使用を認める可能性があるという緊迫した情勢となっています。

また、軍事費も安倍政権になって増え続け、在日米軍への「思いやり予算」も増額され、2016年度予算では軍事費が初めて5兆円を超えました。

戦争法をこのままにしておくことは絶対にできません。

戦争法廃止と集団的自衛権行使容認の「閣議決定」撤回、立憲主義回復を求める世論と共同のたたかいをさらに広げ、安倍政権を退陣に追い込む必要があります。

② アベノミクスによる社会保障の削減と貧困化の危機

安倍政権では、小泉内閣時代を上回る社会保障費の大幅連続縮減が行われています。昨年12月経済・財政諮問会議は「経済・財政再生計画改革工程表」を策定し、社会保障分野の国民負担増・給付切り捨ての制度改悪を打ち出しました。

介護分野では、報酬の削減、サービスの取り上げ、利用料の引き上げなどが予定されています。

2016年度の年金は、過去の賃金下落を理由にゼロ改定とされ、マクロ経済スライドで「削減できなかった調整分」を「キャリーオーバー」と称して翌年以後に繰り越し、物価上昇時にまとめて支給を減らす、新たな年金削減案が示されています。

医療分野では、2016年診療報酬の実質削減が行われ、「国保の都道府県化」が計画されています。また国保料（税）の引き上げ、後期高齢者医療保険料の引き上げ、入院食費の負担増、「患者申出療養」の導入による保険外負担の拡大が進んでいます。

高齢者の生活保護受給者と世帯数が過去最高となっています。生活扶助・住宅扶助・冬季加算の削減などによって生活保護受給者のくらしがどんどん厳しくなっています。

障害者総合支援法によって、65歳を迎えた障害者が半強制的に介護保険に移行させられ、それまで無料だった利用料が有料になったり、サービスの打ち切りなどが生じています。

アベノミクスの3年間で大企業の利益は増えましたが、国民生活は苦しくなっています。正社員数の減少、実質賃金の低下、個人消費の実質での大幅な落ち込みなど、経済衰退の悪循環が進んでおり、もはや「アベノミクス」の破綻が明らかになっています。

日本の相対的貧困率は年々悪化し、OECD加盟34カ国の中で6番目の高さです。高齢者をはじめ国民の多くが、病気や介護、倒産などによって突然「貧困」に陥る危険と隣り合わせです。その一方で、一部の富裕層に巨額の富が集中しています。この「貧困と格差」を是正することが、社会保障、生存権の保障とともに私たちの大きな課題になっています。

③ 人権、言論の自由の危機

昨年11月自民党の谷垣禎一幹事長が、テロ対策として謀議をした段階で処罰できる「共謀罪」の創設を検討すべきだとのべました。安倍政権は、秘密保護法を強行し、継続審議になっている「盗聴法」や「共謀罪」で、“ものいえぬ国づくり”に突き進もうとしています。

また、2月8日には高市早苗総務相が「政治的公平性が順守されていない」と判断するテレビ番組について「電波停止もありう

る」と発言しました。

政府の特定秘密保護法の運用を監視する衆参両院の情報監視審査会が3月30日に初の報告書を提出しましたが、審査会が秘密の提出や説明を政府に求めても実現しない可能性があり「チェック機関で」と言えないことが明らかになりました。

戦争と人権弾圧、言論弾圧が一体のものとして進められる事態を見逃さないことは、戦前・戦中の日本の最大の教訓です。

戦争法施行や「テロ」に便乗して、人権や言論の自由の危機が進行しています。

安倍政権下で、急速に進むこれらの危機と同時に、超高齢社会の進行によって生まれている危機もますます深刻化しています。

認知症患者の増大や孤立につながる地域コミュニティの崩壊、医療や介護の地域格差なども高齢者の命とくらしの「待った無し」の課題になっています。

(2) 危機を乗り越える高齢期運動のとりくみ

① 国民各層と連帯し、高齢者の経験とつながりを戦争法廃止の運動に活かす

戦争法廃止は、全国民的な課題です。その中で「高齢者ならではの」の活動や果たすべき役割があります。

①戦争中や戦後の体験を学習会や交流会など色々な機会に語ること、②豊富なつながりや経験を生かして対話運動や2,000万署名に取り組むこと、③町内会や老人クラブ、退職者の会など、多くの団体や組織と共同ができるよう橋渡しの役割を果たすこと、などは、「高齢者ならではの」の運動です。

② 戦争法とアベノミクス(社会保障制度の改悪や貧困)の関連を明確にした運動をつくる

戦争法廃止での「1点共闘」は、「野党共闘」に結実し、反原発や保育問題への共闘に広がっています。私たちは、これをアベノミクスの経済政策との関連で語ることで、高齢期運動の前進にも結びつけることができます。

戦争法施行、憲法破壊の根底に、軍事産業化をめざす日本の財

界の狙いがあること、消費税の増税が社会保障には使われず大企業の法人税減税に使われていることなどを説きおこしましょう。

そして、戦争法と一体のアベノミクスに高齢者の貧困化や孤立化の原因があることを明らかにしましょう。

そうすることによって、戦争法だけでなく、いのちやくらしの問題でも若者や働き盛りの世代との共感や連携も生まれ、幅広い世代が参加する高齢期運動の展望が開けます。

③ 目の前の高齢者の困難に寄り添い、解決を目指す運動をつくる

高齢者のくらしの困難には、以下の3つの特徴があります。

- ① 困難の日常性…買い物やゴミ出しなどの生活上の同じ問題が繰り返して起こります。また腰痛など日常的で治りにくい苦しみが多いのも特徴です。
- ② 困難の個別性…困っていることの内容が一人一人違います。子育て世代の保育園問題などに比べ、経験や環境の違いの大きい高齢者は、それぞれ別々の困難を抱えていることが多いのが特徴です。
- ③ 困難の緊急性…高齢者の困難は、「待った無し」のことが多いのが特徴です。病気やけがなどはすぐに対応しないと命に関わります。

これらの問題を解決するためには、高齢者の周りにいつでも相談できる人や組織が必要です。高齢者の問題は、「地域密着」でないと解決できないのです。そのために、地域の高齢期運動連絡会などの組織づくりが急がれます。

いま高齢期運動を進める上で、7月の参議院議員選挙は決定的に重要です。安倍首相は、参院選に勝利して明文改憲に踏み出そうとしています。私たちは「安保法制＝戦争法廃止と立憲主義の回復」のために、参議院選挙で「野党共闘」の勝利をめざします。

第2章 日本高齢者大会の30年と日本高齢者運動連絡会の25年を振り返って

(1) 日本高齢者大会と高齢期運動の3つの歴史的意義

① 高齢者の要求の全面的・多面的な解決をめざしてきた

第1回全国高齢者大会にはすべての都道府県から6,000人以上が参加し、大会では、4本の大会スローガンが決定されました。

「ひとりぼっちの年寄りをなくそう！」

「高齢者いじめの政治をやめさせよう！」

「安心して暮らせる高齢期の保障を確立しよう！」

「核兵器をなくし平和な社会を子や孫に遺そう！」

これらは、その後の高齢者大会に引き継がれる中心的なテーマとなります。

第2回大会（福島）では、高齢者の要求とそれを国民や政府に宣言し運動の基本とすることをめざして「高齢者憲章」が決定されました。

第3回大会（埼玉）の頃には、高齢者大会も定着し始め、日常の運動との連携も進みます。この大会には首都圏からたくさん的高齢者が参加し11,000名（2日間延べ人数）の大集会となりました。

その後も、5,000人前後の参加者を集め、多面的な課題での学びや交流を進めてきました。

また日本各地で、年間を通して高齢者大会の成功に向けた取り組みが行われ、また、高齢者大会での学びや交流が各地の高齢期運動を支えてきました。

高齢者大会の積み重ねの中で、実行委員会を構成していた中央団体と県組織で日常的な運動組織として1995年に日本高齢者運動連絡会を結成しました。

日本高齢者運動連絡会は、また、同時期に結成された高齢者運動基金（2011年より一般社団法人 日本高齢期運動サポートセンター）とともに、その後の日本の高齢期運動を財政的にも組織的にも支える大きな柱となり、運動の飛躍に貢献しました。

② すべての世代による高齢期のための運動をめざしてきた

また高齢者大会は、高齢者の要求だけでなく国民的な要求運動を取り上げ、「学び」「実践を交流」する場として発展してきました。

大会の1日目は、情勢や運動の基礎、その時々々の社会問題を学ぶ「基礎講座」と各地の経験を交流し、新たな運動の発展を図る

「分科会」、その地域の文化や歴史を学ぶ「移動分科会」、交流の場としての「夜の企画」が開かれてきました。

日常の高齢期運動でも、多くの世代と連帯し、また課題も国民的な連帯ができるように設定してきました。

③ 一貫して社会保障制度の改善、国民課題の解決をめざしてきた

1986年の老人保健法改悪を機に、33氏の運動家・研究者が発表した、高齢者国民大運動アピール「平和で豊かな明日をめざして」に全国各地の民主団体や老人クラブ、労働組合などがそれに賛同し、自覚的民主的な高齢者大会として1987年9月1日、2日に京都で第1回全国高齢者大会が開かれました。

それ以降一貫して社会保障制度改悪に反対し、制度の充実を求める運動や年金問題などでの運動を繰り広げてきました。

(2) 日本高齢者運動連絡会の到達点について

① 30年続いた日本高齢者大会と各県での高齢者大会の広がり

日本高齢者大会の30年の歴史の中には、開催地がなかなか決まらなかったり、大きな赤字を抱えるなどの困難も沢山ありました。

それぞれの時期に中央実行委員会と開催地を中心としたブロック、全国の支援でその困難を乗り越えてきました。

また、その後も高齢者大会は、各県持ち回りで開催され、それぞれ全国大会の開催を機にその県に高齢期運動連絡会の組織を広げ、また地域での高齢期運動飛躍の契機にしてきました。また各県の大会も地域持ち回りで開催され、地域連絡会の活動を活性化させてきました。

② 情勢が求める運動と組織の飛躍

30周年を迎えた日本高齢者大会と25期を迎えた日本高齢者運動連絡会は、新たな課題に直面しています。

日本が超高齢社会になる中、高齢者特有の困難を抱える3,500万人の高齢者の高齢期問題にとりくむ必要があることから考えると、高齢者の要求を結集した運動や組織の規模は小さすぎると言わざるをえません。

提起する運動の内容や規模も限られており、近年は全国的な制度要求実現の活動、国際活動などは弱まっている傾向もあります。

また、組織的には、発足当時の加盟組織数から広がらず、都道府県組織も弱体化し実態のない県も見受けられます。

これらの課題を解決して、日本の隅々に高齢者の運動と組織を確立することが喫緊の課題となっています。

(3) 新たな発展のための日本高齢者運動連絡会の課題

日本高齢者運動連絡会と日本高齢者大会の発展のためには、以下のような検討課題があります。

① 日本の高齢期運動の課題

- 要求を基礎にした高齢者の共同組織の結成、幅広い高齢者団体や関連団体を結集する課題
- 高齢者の要求をまとめて政策化し、政府や政党と交渉して実現する課題
- 「地域包括ケア」や「小さな拠点」に対応して日常生活圏域で個々の高齢者の抱える問題を解決する課題

② 高齢期運動連絡会(運動体)の課題

- 市町村段階の高齢期運動連絡会を確立する課題
- 日常的な運動を進める人的体制と財政を確立する課題
- 個人でも参加できる高齢期運動組織を確立する課題

③ 日本高齢者大会の課題

- これまでの枠を超えて多くの団体や個人を結集する課題
- 開かれた大会としてより多くの要求を実現する課題

第3章 2016 年度活動の4つの基調

(1) 第30回日本高齢者大会を記念大会として成功させる

- 1万人の集会として成功させる

- 「首都東京ならでは」のとりくみを企画する
- 地域実行委員会づくりを重視し、大会後の運動の基礎をつくる

(ア) 幅広い層と取り組む「オール高齢期運動」をつくる

- 高齢者のいのちとくらしの危機を突破するために、高齢期運動に関連する市民・福祉組織に呼びかけて、緩やかな運動組織を呼びかける
- 地域での連携を重視し、統一要求書の議会提出などの運動にとりくむ

(2) 日本高齢者大会30周年・日本高齢者運動連絡会結成25周年事業に取り組む

- 1年間かけて、資料の編纂や記念のつどい、レセプションなどの事業を行う
- 日本高齢者運動連絡会と日本高齢者大会の認知度を高める活動を強める

(3) 本格的に地域連絡会づくりをすすめる

- 都道府県連絡会の確立にとりくむ
- 100の地域連絡会づくりにとりくむ
- 地域連絡会づくりのノウハウをまとめて普及する

第4章 第24期活動報告と第25期活動方針

(1) 地域要求運動発展への援助と、全国的政策課題実現のための連帯をはかります。

① 第24期活動報告

- 史上空前の規模で安保法制（戦争法）反対の運動にとりくむとともに、成立後は廃止の運動にとりくんでいます。総がかり行動実行委員会の呼びかけに応えた「2,000万署名」の運動や各地の集会、デモなどに多くの高齢者が参加しています。
- 年金裁判や人権裁判のとりくみを共同してすすめました。「憲法をいかし、いのちをまもる10.22国民集会」「さよなら原発1000万人アクション」などに参加しました。

- 多くの都府県連絡会が地方議会の傍聴や要請行動にとりくんでいます。
- 日本高齢者運動連絡会も東京都老後保障推進協会（略称：都老協、城田尚彦会長）とともに、2015年12月16日に厚生労働省に「平成28年度 高齢者予算要求書」を提出し、3日間の座り込み運動に取り組みました。その要求を元に2016年2月9日に、厚生労働省の担当者と来年度予算について交渉しました。日本高連としては、初めての座り込み行動の主催であり、久々の厚労省交渉でした。

② 第25期方針案

- 引き続き、戦争法廃止の運動にとりくみます。「2,000万署名」の運動の成功に貢献するとともに、「高齢者ならではの」役割を発揮して運動を広げます。
- 野党共闘を支持し、戦争法廃止をめざす勢力が国会内で多数を占めることをめざします。
- 年金裁判や人権裁判のとりくみを支援します。また、反原発、TPP批准反対などの運動にとりくみます。
- 「高齢期運動のナショナルセンター」（市民運動セクター）として政府・政党への渉外を強めます。国民的に一致できる要求項目を練り上げ、中央省庁（厚生労働省、総務省、財務省、国交省）・野党政党との交渉（5月、8月、12月）・懇談を行います。

(2) 日本高齢者大会を企画し、大会成功のために中央実行委員会を結成し、その運営に参加します

① 第24期活動報告

- 「戦後70年憲法をいかに 格差のない公正な社会を」をテーマに開催された第29回日本高齢者大会in和歌山は、5,200人の参加で成功しました。
- 和歌山大学で、41の学習講座・分科会・シンポジウム・移動分科会・和歌山学・交流がおこなわれました。また、和歌山県民文化会館での全体会では、戦争法案の採決がひっ迫した中、安齋育郎さんが「『平和』とは暴力のない状態。直接的

暴力としての戦争を防ぐために憲法の意義を考えよう。私たちは微力だが無力ではない」と講演しました。

- 高齢者大会で初めて地域連絡会づくりの分科会を持ち、地域組織づくりについて問題提起をおこない交流しました。

② 第25期方針

- 第30回日本高齢者大会in東京を1万人規模の集会として成功させます。
- 大会企画前後で中央省庁交渉などにとりくみ、首都東京での高齢者大会でなければできないとりくみを企画します。
- 首都圏での地域実行委員会づくりを重視し、大会後の運動の基礎をつくります。

(3) 関係団体との連携・交流をはかります。

① 第24期活動

- 日本高連として、生存権裁判を支援する全国連絡会、日本母親大会実行委員会(賛助)・中央メーカー実行委員会に参加しました。
- 毎月高齢期運動推進事務局団体会議を開催し、各団体のとりくみの交流を行いました。

② 第25期方針

- 引き続き、生存権裁判を支援する全国連絡会、日本母親大会実行委員会(賛助)・中央メーカー実行委員会に参加します。
- 東京大会や30周年・25周年記念行事を通して、老人クラブや社協との懇談や協議の場を設けます。

(4) 調査・研究・学習に取り組めます。また、高齢者運動大学を開催します。

第24期活動

- 恒例の「2・1 中央学習集会」(参加者 70 名)を参議院議員会館で開催しました。「高齢期運動と地域活動 ～地域組織づくりを進めるために～」のテーマで学習と交流を深めました。
- 7月25日に(一社)日本高齢期運動サポートセンターと共催で、

第1回高齢期運動セミナー（参加者26名）を開催しました。高齢者の人権の擁護の学習として国際的な高齢者人権条約制定のとりくみと、アベノミクスの中で進められている地方創生総合戦略について学びました。

- 各県からの講師派遣要請には、新しい講師を含めて積極的に応えました。

① 第25期方針

- 研究機関と協働して高齢者の地域調査項目を決定し、全国に実施を呼びかけます。結果を集計して政策提言などに生かします。
- 2・1中央学習集会を30周年・25周年記念行事としてとりくみます。記念集会やレセプションの開催を検討します。
- 他的高齢者団体などと一緒に学習会や集会の開催を行います。

(5) 情報・資料の収集と提供をします。学習資料、宣伝資料などを出版します。

① 第24期活動

- 篠崎次男顧問の努力で高齢期運動リポートを189号から206号まで、18号発行（1回350部）しました。
- 高齢者運動連絡会ニュースは、295号から307号まで、13号（1回3,200部）発行しました。ニュースアンケートを実施し、その結果に基づき、6月より月1回の発行としました。
- 2月に日本高連のホームページをリニューアルしました。同時に日本高齢者大会のホームページを作成しました。

② 第25期方針

- 日本高齢期運動連絡会ニュースの発行をおこないます。
- 高齢期運動リポートを継続発行します。
- 日本高連のホームページを充実させます。
- 30周年・25周年記念行事として川柳の募集や年史の作成などにとりくみます。

- 「地域連絡会づくりの進め方」(仮題)、「新たな高齢期運動のために」(仮題)、「高齢者権利条約制定のために」(仮題)などの出版を検討します。

(6) 国際的な交流と連帯に取り組みます。

① 第24期活動

- (一社)日本高齢期運動サポートセンターと協力して、7月に開催された国連の「高齢者権利条約制定」WG(ワーキンググループ)に参加しました。

② 第25期方針

- (一社)日本高齢期運動サポートセンターと協力して、国連の「高齢者権利条約制定」WGに参加します。
- 日本高齢者運動連絡会として、高齢者の人権に関して政府へ要望し国内の関係団体と連携し働きかけを行います。
- 30周年・25周年記念行事として、他団体と共同した「北欧への介護事情調査団」の派遣などを検討します。

(6) ブロック・県連の活動への支援にとりくみます。

① 第24期活動

- 近畿ブロック(隔月)、四国ブロック(四半期毎)、関東甲信越ブロック(年1回)の会議が開催されています。
- 県の連絡会では、高齢者大会や学習会の開催、連絡会総会の開催、自治体交渉などが行われています。
- (一社)日本高齢期運動サポートセンターから、「日本における高齢期保障の歩みと高齢期運動」を3,000冊出版し、販売した県連絡会への財政援助にも貢献しました。

② 第25期方針

- 30周年・25周年記念行事として県連絡会代表者会議や地域連絡会活動交流集会などの企画を検討します。
- 地域で連絡会や県大会実行委員会づくり、役員の後継者づくり、財政基盤づくりなどを支援します。

(8)日本高齢者運動連絡会の組織運営について

① 第24期活動

- 4月に全国老後保障地域団体連絡会が退会しました。
- 11月に、全国老人福祉問題研究会が加入（賛同）しました。
- 日本高齢者運動連絡会の機関運営は、運営委員会の委員を変更し、実態に合わせて大会事務局団体会議と同一構成・同時開催とし、12月以降「高齢期運動推進事務局団体会議」として開催しました。
- 事務局次長を置き、事務局長の政策立案の補助機構として事務局長・次長会議を開催しました。（3月28日）

② 第25期方針

- 30周年・25周年記念行事の企画委員会をつくります。
- 規約改正を提案し、1年間の論議をへて時期総会で決定します。
- 加盟団体の拡大と収益事業の検討を行い、年間700万円規模の財政計画を作成します。
- 将来に備え資金の積立をします。地域連絡会づくりと事務所リフォームに備えて積み立てをします。
- 事務局の組織体制や通信環境を整備し、効率的な運営を実現します。